



EUは死刑制度のない世界を求めています

死刑の潮流 1995年-2014年

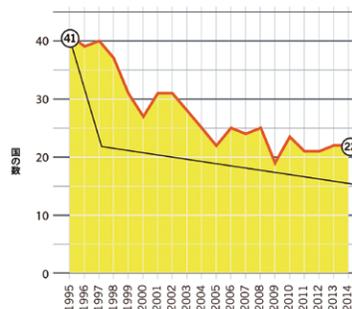
死刑廃止国の増加



2014年未現在、全面的に死刑を廃止した国は、世界で98カ国。

20年前の1995年は、59カ国だった。

死刑執行国の減少



2014年には、22カ国で執行が行われた。(2013年と同じ)

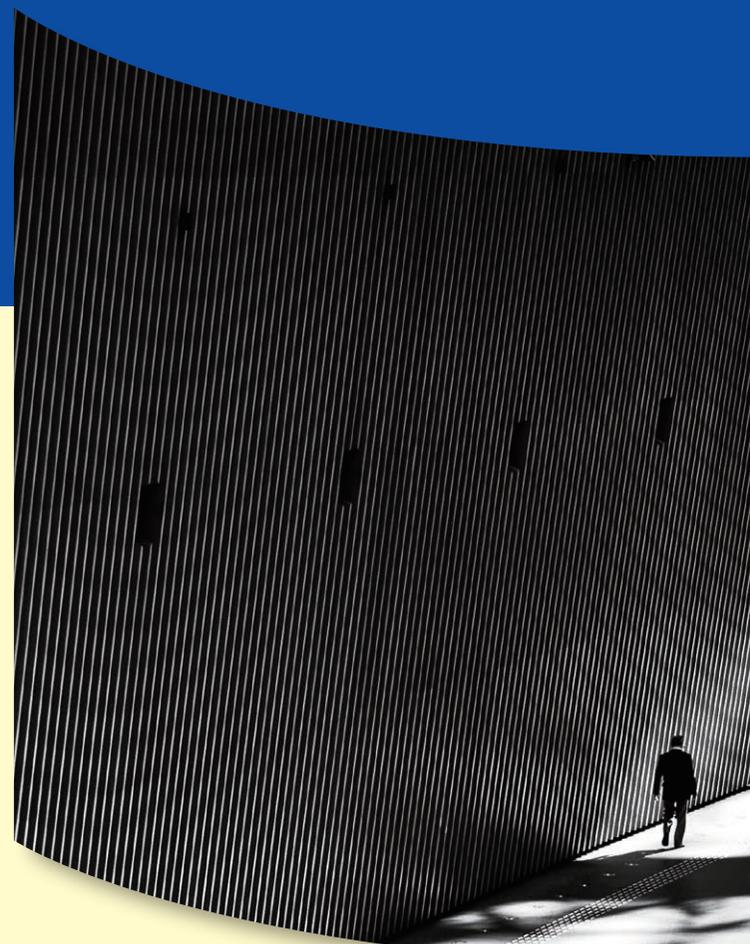
20年前の1995年は、41カ国だった。

全般的に見て、減少傾向が続いている。

リビアとシリアでは死刑執行された可能性があるが、確認できていない。

DEATH SENTENCES AND EXECUTIONS 2014
AMNESTY INTERNATIONAL APRIL 2015

出典：アムネスティ・インターナショナル日本
「死刑判決と死刑執行 アムネスティ・インターナショナル報告書(抄訳)2014」
http://www.amnesty.or.jp/library/report/pdf/statistics_death_penalty_20150401.pdf
(page 13)



Photograph © Gijs Berends



駐日欧州連合代表部

〒106-0047 東京都港区南麻布4-6-28 ヨーロッパハウス
電話 (03) 5422-6001 ファクス (03) 5420-5544
<http://www.euinjapan.jp>
2015年12月制作
© European Union, 2015



I | EUからのメッセージ

欧州連合（EU）は、いかなる場合や状況下であっても、極刑を使用することに反対しており、その普遍的廃止を一貫して提唱しています。EUは日本が死刑廃止国グループの仲間となることを求めます。

日本は、世界に冠たる民主主義国の一つであり、EUと基本的価値を共有しています。共に内外において人権尊重を徹底し、世界全体で人権推進の活動を積極的に繰り広げています。

日欧共有の価値という強い絆を強化するために、EUは日本に対し死刑の使用を止めることを求めています。

世界のすう勢は、明らかに死刑廃止に向かっています。2014年、196カ国（日本が承認する195カ国と日本）の中で、死刑を存置している国は58カ国ありますが、実際に死刑を執行したのは22カ国にすぎません。死刑を廃止または停止している国は140カ国に上っています。経済協力開発機構（OECD）加盟国（34カ国）の中で、死刑制度を存置している国は、日本、韓国、米国の3カ国のみですが、韓国は17年以上にわたって死刑を執行していません。米国でも、

現在、19の州が死刑を廃止しています。国連総会は死刑廃止と執行停止を呼びかける決議の採択を繰り返しており、決議を支持する国の数も毎年増え続けています（2014年には過去最高の117カ国）。

EUとその加盟国は、日本がこの国際的すう勢に合流することを希望します。そう願うのはEUだけではありません。2014年7月、国連の国際人権規約委員会は、第6回日本政府報告書審査の総括所見において、死刑の廃止を十分に考慮することなどを求める勧告を出しました。

フェデリカ・モゲリーニEU外務・安全保障政策上級代表とトールビョルン・ヤーグラン欧州評議会事務総長は、2015年10月10日の死刑廃止デーに寄せた共同声明の中で、「2014年12月18日に採択された、死刑の使用停止に関する国連総会決議を歓迎する。これまで4回採択された同様の決議に比べ今回の国連決議への支持は増えており、また、全世界のほぼ3分の2の国が法制度上もしくは事実上死刑を廃止している今、極刑廃止に向かう世界的な流れが明確に存在している」と述べています。

II | 日本における死刑の実情

日本がその歴史において常に死刑制度を有していたわけではありません。平安時代には300年以上もの間死刑が廃止されていた期間がありました。また、現行憲法の下でも事実上の執行停止がありました。1989年11月から1993年2月までは死刑が一切執行されませんでしたし、より最近では、2011年から2012年初旬まで執行のない期間がありました。1994年4月には、超党派の国会議員による「死刑廃止を推進する議員連盟」が結成され、以来、活動を継続しています。

日本では18の刑事犯罪に死刑が適用されます。永山事件において出された最高裁指針（1990年）の下で、死刑を科す前に裁判所が考慮すべき9つの基準が示されています。それには、犯行の動機、殺害された被害者の数、被告の犯行当時の年齢、犯行後の情状、前科のほかに、遺族の被害感情、社会への影響などが含まれています。

残念ながら、いまだに有罪判決が、被疑者と捜査官しかいない取調室という密室内で強要された虚偽自白に基づいていることがあります。その過程では弁護士さえ立ち会うことはできません。

日本における、4つの死刑確定事件に対する再審無罪判決と2つの無期懲役刑確定事件に対する再審無罪判決は、警察であれ、検察であれ、裁判官であれ、裁判員であれ、司法の連鎖に関わる者の誰も間違いを犯す可能性があり、それが無実の人の命を犠牲にすることにつながりかねない、ということを客観的に語っています。

ひとたび刑が確定すれば、6カ月以内に死刑確定囚の絞首刑を執行することを法律が規定しています。しかし実際には、死刑囚は控訴、恩赦の請求、再審などのために死刑囚監房において平均7～8年拘留されます。中には30年以上も執

行を待っている死刑囚もいます。死刑囚は独房で生活し、人との接触はほとんど許されません。一般的に、死刑執行が知らされるのもほんの数時間前です。親族には死刑が執行された後に通知されます。

死刑は秘密裏に執行されるべきものではありません。1976年の市民のおよび政治的権利に関する国際規約に従い、死刑囚の家族と弁護士には、執行の詳細が知られるべきです。1998年に国際人権規約委員会が、この点について日本に直接的要求を出しており、今日EUはそれを再度提起します。

2015年12月現在、日本には126人の死刑確定囚が存在します。

III | EUは死刑のない世界を求めます

EUは死刑の普遍的廃止、あるいは、少なくとも死刑廃止を実現するための最初の一步として、執行停止（モトリアム）を導入することを死刑存置国に対して提唱します。特に日本に対しては、死刑に関する情報を広く国民に公開し、死刑制度についての国民的議論を開始するよう求めます。

EUは幾度もの機会を捉え、日本政府に対し、死刑の完全なる法的廃止に至るまでの間、その適用を停止することを求めてきました。

日本のような死刑存置国において、EUは対話を実施するとともに、死刑の執行に当たり、人の尊厳を尊重するために最低限必要とみなされる一定基準を遵守することを要求しています。その基準は以下のようなものです。

- 死刑は、最も凶悪な犯行以外には使用してはならない。
- 死刑は、法において規定されていない場合、そのような犯行に対して下されてはならない。
- 死刑は、犯行時に18歳未満の青少年、妊婦、あるいは産後まもない母親に対して使用してはならない。



- 死刑は、被告人が状況証拠のみをもとに有罪判決を受けている場合、強制により自らの罪を認めた場合、適切な法的代理あるいは公正な裁判を受けていない場合には、使用してはならない。
- 死刑を科せられた者はいずれも、控訴、恩赦、減刑の請求権を有する。大赦、恩赦、減刑のいずれかが与えられることが可能であるとともに、そのような手続きが考慮されている間は死刑を執行してはならない。
- 死刑は、可能な限り最小の苦痛を伴う方法で執行されなくてはならない。

犯行の性質にかかわらず、死刑は最も基本的な人権である生きる権利と人の尊厳を著しく侵害するものであるとEUは考えます。死刑執行は、誤判に基づいて死刑判決がなされた場合に、取り返しがつかない結果を招きます。そして、死刑が犯罪の抑止となることを示す確実な証拠は一切存在しないのです。

2009年12月1日に発効したリスボン条約（改正EU基本条約）に基づいて法的拘束力が与えられたEU基本権憲章は、その第2条において「何びとも死刑を宣告され、または執行されることはない」と規定しています。また同第4条は、拷問および非人道的もしくは尊厳を冒すような扱いはまたは刑罰を禁じています。また、同第19条2項は「何びとも、死刑執行の可能性の高い国、および拷問やその他非人道的取り扱いや刑罰を受ける可能性のある国へ、退去、追放、あるいは引き渡しをされない」と、謳っています。

死刑廃止は、EUへの加盟を目指す候補国となるための必須条件の一つです。

2007年12月、EUは10月10日を世界死刑廃止デーに合わせて「欧州死刑廃止デー」とすることを宣言しました。

EUは死刑のない世界への希求と努力を継続します。